

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事の委任に係る平成24年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事の委任に係る平成24年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

平成24年4月3日

財団法人消防試験研究センター理事長 山本 信一郎

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第1回	甲種、乙種、丙種	平成24年6月17日（日）午前10時から	書面申請	平成24年4月13日（金）から同月27日（金）まで	鳥取県庁 鳥取県立倉吉未来中心 米子職業能力開発促進センター 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成24年4月10日（火）午前9時から同月24日（火）午後5時まで	
第2回	甲種、乙種、丙種	平成24年11月4日（日）午前10時から	書面申請	平成24年9月10日（月）から同月24日（月）まで	鳥取県庁 鳥取県立倉吉体育文化会館 米子職業能力開発促進センター 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成24年9月7日（金）午前9時から同月21日（金）午後5時まで	
第3回	乙種	平成25年2月3日（日）午前10時から	書面申請	平成24年11月28日（水）から同年12月12日（水）まで	〃
			電子申請	平成24年11月25日（日）午前9時から同年12月9日（日）午後5時まで	

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場
第1回	甲種（特類、1類～5類）、乙種（1類～7類）	平成24年7月22日（日）午前9時30分から	書面申請	平成24年5月31日（木）から6月14日（木）まで	鳥取県庁 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成24年5月28日（月）午前9時から6月11日（月）午後5時まで	
第2回	甲種（1類、4類）、乙種（1類、4類、6類、7類）	平成24年12月2日（日）午前9時30分から	書面申請	平成24年10月4日（木）から同月18日（木）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	平成24年10月1日（月）午前9時から同月15日（月）午後5時まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものだけに限り受け付ける。）

(2) 電子申請

財団法人消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁
倉吉市山根529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館
倉吉市駄経寺町212-5	鳥取県立倉吉未来中心
米子市古豊千520	米子職業能力開発促進センター
米子市末広町294	鳥取県立米子コンベンションセンター

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者試験

- ア 甲種 5,000円
- イ 乙種 3,400円
- ウ 丙種 2,700円

(2) 消防設備士試験

- ア 甲種 5,000円
- イ 乙種 3,400円

5 問合せ先

(1) 試験の詳細に関すること。

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389 (平日午前9時から午後5時まで)

ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に関すること。

財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料) (平日午前9時から午後5時まで)

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課及び各消防局内の各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。

(3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。